本年の給与勧告のポイント①

俸給

民間と公務の令和８年４月分給与を調査。主な給与決定要素を同じくする者同士を比較《令和８年４月実施》

- **民間給与との較差(＊) 15,056円（3.51%）を解消するため次のとおり改定**
 - 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定
 《行政職俸給表(一)の平均改定率》 1級 4.0%、2級 3.6%、3級 3.4%、4級 3.1%、5～10級 3.0%、全体 3.3%
 - 民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ初任給は一律9,500円引上げ
 【総合職(大卒)】251,500円（＋3.9%） 【一般職(大卒)】241,500円（＋4.1%） 【一般職(高卒)】209,800円（＋4.7%）

＊ 較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善
改定の内訳：俸給 11,179円 広域異動手当（後述）2,376円 はね返り分（俸給の改定による諸手当の増減）1,501円

- **民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善**
 - 再任用職員の８割以上を占める係長級の官民の給与差をベースに月例給を改善（行政職俸給表(一)全体の平均改定率8.5%）

ボーナス

直近１年間（令和７年８月～令和８年７月）の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較

- **民間の支給状況に見合うよう支給月数の引上げ**《令和８年４月実施》
 年間4.65月分→4.70月分（＋0.05月分）

民間の支給割合 4.72月
公務の平均支給月数 4.65月

 - 引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分

（一般の職員の場合）

	6月期	12月期
令和８年度 期末手当	1.2625月(支給済み)	1.2875月(現行1.2625月)
勤勉手当	1.0625月(支給済み)	1.0875月(現行1.0625月)
令和９年度 期末手当	1.275月	1.275月
以降 勤勉手当	1.075月	1.075月

- **特定任期付職員の勤勉手当の見直し**《令和９年４月実施》
 - 高い成績率を適用可能とすることで、高度の専門性を有し高い業績を挙げた人材の給与水準を確保（俸給等を含め最高で年間約3,380万円）

その他

- 給与制度のアップデートで令和７年度から段階的に見直しを行っている地域手当の支給割合について、令和９年度の支給割合を設定
- 民間の動向を踏まえ、非常勤職員にも扶養手当及び住居手当の支給に努めるよう指針に明記《令和８年10月実施》
- 60歳前後の給与水準（給与カーブ）については、シニア職員の人事管理に関連する制度と一体で検討を加速

※ このほか、初任給調整手当、宿日直手当、委員等の手当について、本年の俸給表の改定状況等を踏まえ、所要の改定